（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成22年２月４日から平成22年２月18日までの15日間

４　処分の原因となった事実　同社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成６年４月以降、地方公共団体発注の全連続燃焼式及び准連続燃焼式ストーカ炉の新設、更新及び増設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、地方公共団体発注の全連続燃焼式及び准連続燃焼式ストーカ炉の新設、更新及び増設工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。これは、独占禁止法第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものであり、かつ、同法第54条第２項に規定する「特に必要があると認めるとき」の要件に該当するものとして、公正取引委員会から平成18年６月27日に審判審決を受けた。その後、最高裁において同審決取消請求訴訟が棄却されたため、平成21年10月６日付けで判決が確定した。

これらのことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年２月３日

近畿地方整備局長　上総　周平

１　処分をした年月日　平成22年１月20日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　カワサキプラントシステムズ株式会社　林　　敏和　兵庫県神戸市中央区東川崎町３－１－１　国土交通大臣許可（特―20）第18136号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

北海道、新潟県、山形県、福島県、茨城県、埼玉県、東京都、千葉県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、広島県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県の区域内における清掃施設工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「清掃施設工事業に関する営業」とは、注文者から清掃施設工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年７月30日法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成22年２月４日から平成22年２月18日までの15日間

４　処分の原因となった事実　川崎重工業株式会社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成６年４月以降、地方公共団体発注の全連続燃焼式及び准連続燃焼式ストーカ炉の新設、更新及び増設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、地方公共団体発注の全連続燃焼式及び准連続燃焼式ストーカ炉の新設、更新及び増設工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。これは、独占禁止法第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものであり、かつ、同法第54条第２項に規定する「特に必要があると認めるとき」の要件に該当するものとして、公正取引委員会から平成18年６月27日に審判審決を受けた。その後、最高裁において同審決取消請求訴訟が棄却されたため、平成21年10月６日付けで判決が確定した。これらのことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

カワサキプラントシステムズ株式会社は、平成18年10月の吸収分割により、川崎重工業株式会社から、清掃施設工事業に関する営業を承継していることから、建設業法第28条第３項の規定に基づき、カワサキプラントシステムズ株式会社に対して営業の停止を命ずるものである。

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第６５３号

千葉県野田市古布内1542番地６
債務者　株式会社ケイマート
代表者代表取締役　中野　善身
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　細野　義治
４　破産債権の届出期間　平成22年２月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１２４号

東京都千代田区丸の内１丁目１番３号
債務者　セージ・リアルティ合同会社
代表者代表社員　ＡＩＧジャパン・リアルエステート・ＶＡ・スリー有限会社
職務執行者　山本　幸秀
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池田眞一郎
４　破産債権の届出期間　平成22年２月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月23日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１３９号

東京都大田区久が原２丁目13番23―304号
債務者　有限会社ティ・テック
代表者代表取締役　渡辺　輝男
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤田　充宏
４　破産債権の届出期間　平成22年２月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４４号

東京都千代田区鍛冶町２丁目５番14号
債務者　株式会社アイ・ウォーター
代表者代表取締役　松本　　滋
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　伸佳
４　破産債権の届出期間　平成22年２月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月23日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３２号

千葉県船橋市金杉１丁目12番２号
債務者　有限会社サンテ
代表者取締役　齋藤　貞明
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　廣川　英史
４　破産債権の届出期間　平成22年２月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５１号

東京都渋谷区猿楽町４番６号
債務者　グーゴルプレックス株式会社
代表者代表取締役　生田アサヨ
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　後藤　　啓
４　破産債権の届出期間　平成22年２月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部